



水質基準に関する省令の一部改正に伴う 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「平成26年厚生労働省令第15号(平成26年2月28日)」にて「水質基準に関する省令」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の一部が改正されました。これに伴い、弊社の水質基準に関する検査内容を下記のように変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

謹白



変更の内容

- 水質基準に関する省令の一部改正
水質基準項目への“亜硝酸態窒素”の追加

変更日 2014年4月1日(火) 受付分より

亜硝酸態窒素が水質基準項目の9番目に追加され、水質基準項目は51項目となります。これに伴い、シアン化物イオン及び塩化シアンが10番目となり、順次基準番号が繰り下げられました。

総合検査案内への記載および水質検査報告書へ、“亜硝酸態窒素”を追加いたします。また、水質検査セットコード(9235、9236、9237、9238、9239、9240)に“亜硝酸態窒素”を追加いたします。

- 追加項目情報

「水道水・原水(水道法関連)の検査」・「飲料水(ビル管関連)・その他の検査」

基準番号	項目名	検査方法	基準値(mg/L)	依頼コードNo.
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法	0.04以下	0677

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

電子カルテはビー・エム・エル

Qualis
Medical Station

水質検査報告書

第 _____ 号

様

検体種類 _____
 採取場所 _____
 受付番号 _____

採取日 年 月 日
 採取時間 時 分
 受付日 年 月 日
 検査日 年 月 日 ~ 年 月 日
 報告日 年 月 日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌		個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド		mg/L	0.08以下
大腸菌			検出されないこと	亜鉛及びその化合物		mg/L	1.1以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物		mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物		mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物		mg/L	0.01以下	銅及びその化合物		mg/L	1.1以下
鉛及びその化合物		mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L	20以下
ヒ素及びその化合物		mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物		mg/L	0.05以下
六価クロム化合物		mg/L	0.05以下	塩化物イオン		mg/L	20以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.04以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	30以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.01以下	蒸発残留物		mg/L	50以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	10以下	陰イオン界面活性剤		mg/L	0.2以下
フッ素及びその化合物		mg/L	0.8以下	ジェオスミン		mg/L	0.001以下
ホウ素及びその化合物		mg/L	1.0以下	2-メチルイソボルネオール		mg/L	0.001以下
四塩化炭素		mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤		mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05以下	フェノール類		mg/L	0.05以下
トリクロロエチレン		mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L	3以下
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	pH値			5.8以上8.6以下
テトラクロロエチレン		mg/L	0.01以下	pH測定時の水温		℃	
トリクロロエチレン		mg/L	0.01以下	味			異常でないこと
ベンゼン		mg/L	0.01以下	臭気			異常でないこと
塩素酸		mg/L	0.6以下	色度		度	5以下
クロロ酢酸		mg/L	0.02以下	濁度		度	2以下(注3)
クロロホルム		mg/L	0.06以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		mg/L	(注4)
ジクロロ酢酸		mg/L	0.04以下	大腸菌群(浴槽水)		個/mL	1以下
ジプロモクロロメタン		mg/L	0.1以下	大腸菌群(プール水、原水、上水道水、上水道水、食品衛生飲料水)			検出されないこと
臭素酸		mg/L	0.01以下	残留塩素		mg/L	
総トリクロロメタン		mg/L	0.1以下(注2)	有機リン		mg/L	0.1以下
トリクロロ酢酸		mg/L	0.2以下				
プロモジクロロメタン		mg/L	0.03以下				
プロモホルム		mg/L	0.09以下				

※感度未満：定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください

(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し

(注2)：プール水0.2以下

(注3)：浴槽水5以下

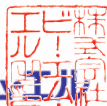
(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上り用湯・上り用水10以下、浴槽水25以下

判定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に〔 〕です。
基準値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検査方法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による
備考	

建築物飲料水水質検査業 川越市24水第970号
 厚生労働大臣登録機関 第184号



株式会社 **ビー・エム・エル**



〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1
 TEL. 049-232-3131 FAX. 049-232-3132

水質検査監督者 川野吉郎

